

# かいはし

JITCO JOURNAL

◎トピックス2

**安全と健康の指標**

◎日本語指導お困りですか？

**専門用語の指導**

●トピックス1

**2016年度JITCO事業計画について**

7

Vol.126

2016.July

# かけはし

JITCO JOURNAL



2016.7 Vol.126

表紙写真：ハロン湾は、ベトナム北部、トンキン湾北西部にある湾。クアンニン省のハロン市の南に位置し、カットパ島のほか大小3,000もの奇岩、島々が存在する。彫刻作品のような島々の景観は、太陽の位置によって輝きが変化し、雨や霧によってまた趣のある雰囲気を出し出す。1994年にユネスコの世界遺産（自然遺産）に登録。（フリー百科事典ウィキペディア日本語版より抜粋）

## トピックス1

### 1 2016年度JITCO事業計画について

## トピックス2

### 4 安全と健康の指標

## 日本語指導お困りですか？

### 8 専門用語の指導について

## 労務管理の窓から

### 10 安全衛生特別教育と技能講習について

## もっと役立つ入管指南

### 12 法的保護情報講習のJITCO専門講師派遣について

## 海外情報

- ベトナム人技能実習生の管理強化に関するセミナー（公文説明会）の報告について
- ウズベキスタンセミナーの開催について
- ウズベキスタン共和国労働大臣のJITCO訪問について
- 14 ■ モンゴル国労働大臣の来訪及び送出し機関に対する説明会実施について

## JITCOの教材

- <復刻版> ■（復刻版）外国人研修におけるトレーニングテキスト
- <既刊本> ■外国人技能実習制度の法的保護に関する入管法令テキスト〔第4版〕
- 外国人技能実習制度の法的保護に関する労働関係法令等テキスト
- 漁船漁業実習の技能実習制度に係る労働関係法令〔インドネシア語版〕

17

## お国ぶり暮らしぶり

### 18 あなたの国のランチ事情

## JITCO ニュース

- 「実習先変更に関する事例集」及び「地域社会における共生の取組に関する好事例集」作成のお知らせ
- JITCO スキルマップ推進事業～メールサポートのコースを追加しました～
- 技能実習2号移行対象職種・作業の追加と一部名称変更について（自動車整備職種、ビルクリーニング職種、婦人子供服製造職種）
- 22 ■ 外国人入国記録及び再入国出入国記録の様式の変更等について

### 24 JITCO カレンダー／JITCO セミナーのオンライン申込みガイド／編集後記

## 技能実習Days

- サポート九州協同組合
- ELC 事業協同組合／旭電器工業株式会社
- 精密金属部品製造協同組合

トピックス

1

2016年度

# JITCO事業計画について

2016年3月18日に開催された第18回理事会において、当機構の2016年度の事業計画案が審議され、承認されました。

## 総論

政府・日銀は「金融政策」、「財政政策」、「成長戦略」を一体的に推進し、特に「デフレ脱却・経済再生」を進めてきた。2016年度は、これら政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、景気回復、企業収益の改善が期待される。また、企業はグローバルな最適経営の観点から、海外展開を加速しつつある。

こうした中、アジア経済圏等新興国・途上国と我が国との経済的相互依存関係は一層深まっていくとともに、我が国が果たすべき役割拡充への期待は更に高まっていくものと予想される。

当機構がその推進に中核的役割を担っている外国人技能実習制度は、我が国において蓄積された技能・技術・知識の移転を通じて新興国等の経済発展に貢献することが目的であり、新興国等の人材育成ニーズは着実に拡大すると見込まれる。

一方、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充するとともに、外国人技能実習機構の設置等を盛り込んだ抜本的な制度改正法案は継続審議となったが、法案が今国会で成立した場合、今後の技能実習制度の運用に大きな影響を及ぼすとともに、技能実習制度の中核的機関である当機構の活動に変更を迫るものである。2016年度は、このような制度改正の動きに対応しつつ、技能実習制度の適正かつ円滑な運用を促進するため、次の三つを柱として推し進めていく。

第一の柱は、「多様化・高度化していく新興国の拡大する人材育成ニーズへの的確かつ迅速な対応」である。日本の「ものづくり」のノウハウを身につけた人材を育成していこうとするアジア経済圏新興国等は着実に拡大し、我が国受入れ側でもこれまで蓄積したノウハウを活かし、積極的に間口を拡げようとしている。このため当機構としては新興国・発展途上国と受入れ側とのそれぞれのニーズのマッチング向上のための環境整備をしていくとともに、技能実習制度等の円滑適正な運用のために迅速な対応と的確な支援を行っていく。

第二の柱は、「見込まれている抜本的な制度改正への的確な情報提供」である。制度見直しにおいて新設・改正される関係法令、告示等の施行については、技能実習制度の関係者が国内外に跨がっていることから、実習の現場において混乱が起きないように、当機構として積極的に周知活動を行うなどの的確かつ迅速な対応を行っていく。

第三の柱として、「外国人技能実習機構の設置に伴い、支援活動としての機能を求められる当機構の的確な対応」である。当機構としては新制度においても監理団体・実習実施機関への情報提供、相談、各種書類の点検・取次ぎ等の支援活動を充実・拡大して展開する。

## 各論(抜粋)

### I 公益目的事業

#### 1 相談・助言

##### (1) 海外の送出し機関等との相談等の実施

送出し国政府と定期協議を実施し、本制度の周知を

図るとともに、当該国との間で締結されたR / Dの在り方について協議する。

##### (2) 監理団体及び実習実施機関に対する相談等の支援

- ① 技能実習生を受け入れる監理団体・実習実施機関に対し、円滑な受入れをするために必要な入国・在留手続等に関する法制度、必要書類及び申請手続について

総合的に相談に応ずる。また、監理団体が行う職業紹介事業に関し、必要に応じ情報提供等を行う。

- ② 技能実習制度の適正かつ効果的な運営を図るため、実習実施機関・監理団体に対する地方駐在事務所による巡回指導を推進し、適切な助言・指導を実施する。特に、賃金に関わる事項についての調査指導の充実に努め、その履行状況に問題がある場合には、自主的な改善に向けて必要な指導を実施する。技能実習生との面談では、引き続き賃金の確認を重点的に行うとともに、メンタル面を含めた生活状況の確認等に留意する。また、監理団体・実習実施機関を対象に、技能実習が労働法令等に従って適正に実施されているかについて自主的に点検するよう促す。
- ③ 技能実習生の作業の安全及び健康の確保のために、安全衛生アドバイザーが実習実施機関を訪問し助言・指導等を行う巡回指導や、技能実習生のメンタルヘルスのケアを図るために、メンタルヘルスアドバイザーが助言支援を行う巡回指導を実施する。また、労災保険制度の理解不足等が懸念される実習実施機関又は監理団体に対し、労災保険相談員による電話等による相談・指導等を実施する。
- ④ 行方不明者発生防止に関する注意喚起を行う。

### (3) 技能実習生に対する母国語相談等の実施

技能実習生に対し、母国語（中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語）で電話等による相談・支援を実施する。

## 2 講習・人材育成

### (1) 送出し機関に対するセミナー開催による

#### 技能実習制度の周知

送出し国との定期協議等の機会を捉え、送出し国政府の協力の下に送出し機関に対するセミナーを開催し、制度の周知徹底を図る。

### (2) 受入れ機関に対するセミナーの開催

新たに技能実習生を受け入れる監理団体・実習実施機関を対象に技能実習制度説明会を開催する。また、監理団体・実習実施機関の技能実習責任者・担当者等を対象に技能実習制度全般に亘るレベルアップのための説明会として団体監理型コースセミナー、企業単独型コースセミナーを開催する。

### (3) 相談体制の強化のための講習会の開催

相談員の養成、監理団体の相談体制の充実・強化を支援するため、監理団体の責任者、外国人相談員等に対し、相談体制を構築する上での留意事項やトラブル事例、トラブルの未然防止策等を教示する講習会を開催する。また、監理団体・実習実施機関の職員等に対し、技能実習生とのコミュニケーション術を学べるベトナム語、インドネシア語等の語学（当該国の文化や生活習慣の紹介を含む）講座を開催する。

### (4) 申請書類の作成のための講習会の開催

入国・在留手続等の支援の一環として、地方入国管理局に提出する各種申請書類の作成方法等を説明する講習会を開催する。

### (5) 技能実習制度の留意事項等に関する説明会の開催

技能実習制度の改正内容や改正に伴う留意事項等に関する説明会を開催する。

### (6) 技能実習生に対する母国語情報提供

- ① 母国語・日本語併用の技能実習生手帳（中国語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、英語、フィリピン語の6言語）を作成し、技能実習生に地方入国管理局経由で交付する。
- ② 技能実習生に対し、関係法令等、技能実習生の権利保護に関する情報のほか、各種事故や犯罪防止に向けた注意喚起、日本の習慣や生活文化等円滑な技能実習の実施に有益な情報と国内ニュース記事を掲載した「技能実習生の友」（中国語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、英語の5言語）を発行し送付するとともに、PDF版をホームページに掲載する。

## 3 調査・資料収集

### (1) 海外関係機関との連携及び協議、情報の収集・提供

- ① 送出し国政府要人等の訪問に積極的に対応し、本制度の推進を図るための意見交換を行う。必要に応じ、送出し国政府要人の招聘を検討するとともに、各国の在京大使館との連携を強化する。
- ② 監理団体の送出し機関からの受入れが円滑に行われるよう支援するため、送出し国政府とのR/Dに基づき送出し国政府から提供を受けた情報に基づく認定送出し機関情報を、監理団体からの求めに応じて提供する。

- ③ 送出国政府窓口による送出国事情の説明会及び送出国機関と監理団体との情報交換会（ジョイントセミナー）を適宜開催する。

## (2) 関係機関との連携及び協議、情報の収集・提供

技能実習制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法務省及び地方入国管理局との意見交換会を実施する。また、地方駐在事務所による関係地方行政機関等との連絡会議を担当地域の都道府県において開催し制度の状況及び問題事案等について情報交換を行い、地域レベルでの連携を図る。

## 4 その他の事業

### (1) 技能実習1号から技能実習2号への移行評価の実施

- ① 試験実施機関との緊密な連携等により、必要な技能評価試験の受験を的確に手配し、修得技能等の評価を適正・円滑に行う。監理団体・実習実施機関に対し適切な技能実習1号計画・技能実習2号計画の作成及び技能実習記録の作成を指導する。
- ② 技能実習2号計画の評価を適正かつ効率的に行い、監理団体・実習実施機関に対し必要に応じ助言・指導を行う。その結果については、修得技能等の評価結果と併せて、地方入国管理局に速やかに報告する。
- ③ 修得技能等の評価及び計画の対象となる技能実習の職種・作業の範囲について、ホームページ等により監理団体及び実習実施機関に対して周知を行う。

### (2) 技能実習2号移行対象職種の拡大支援

国の技能検定職種以外の技能実習2号移行対象職種の追加については、公的評価システムの認定を受けられるよう、職種拡大への支援を行う。また、技能実習2号移行対象職種・作業に係る業界団体等のニーズの把握等情報収集に努める。

### (3) 技能実習生受入れ事業の評価・認定

適切かつ効果的な技能実習の実施を図るため、監理団体等の申請に基づき、監理団体等の行う技能実習生受入れ事業を評価・認定する。評価・認定に当たっては、必要に応じ実習実施機関等の調査を行う。

### (4) 日本語作文コンクールの実施

技能実習生・研修生の日本語能力の向上に資するた

め、外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールを実施する。

### (5) JITCO 交流大会の開催

技能実習制度の更なる成果向上と監理団体・実習実施機関との情報共有を目的として、JITCO 交流大会を開催し、関係機関による各種講演等を実施する。

### (6) 教材等の刊行・提供

技能実習制度の解説書や入国・在留手続きに必要な申請書類の記載例集等や技能実習生向けの日本語教育教材、健康管理及び安全衛生に関する教材、技能実習を実施するのに必要とされる用語集等を刊行し、提供する。

## II 共益事業

### 入国・在留関係申請書類の事前点検・取次ぎサービスの実施

監理団体等が地方入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等をする際に必要な書類の事前点検・取次ぎサービスの迅速化・適正化を図るとともに、点検業務の標準化を推進する。

## III 収益事業

### 外国人技能実習生総合保険等の普及

技能実習生等が日常生活においてケガや病気になった場合に、治療費のうち健康保険の自己負担部分を懸念することなく安心して技能実習等に専念できるようにするため、また、第三者への法律上の損害賠償及び死亡・危篤時の親族による渡航・滞在費用等の出費に備えるため、外国人技能実習生総合保険等の周知を図る。

※2016年度事業計画の詳細につきましては、以下をご覧ください。

[http://www.jitco.or.jp/about/joho\\_kokai.html](http://www.jitco.or.jp/about/joho_kokai.html)

# 安全と健康の指標

技能実習生が日本で計画通りに技能等を修得し、元気に帰国してそれぞれの母国の発展に貢献することは、技能実習制度に関わる者共通の願いです。

JITCOでは、皆様のご協力を得て、技能実習生の労働災害防止や心身の健康確保に向けた取組みの指標として、技能実習生の労働災害（休業4日未満の災害を含む）や死亡事故（労働災害以外の原因を含む）の発生状況の把握に努めております。

技能実習生の数は、建設関係や食料品製造関係をはじめとして年々増加傾向にあり、19万人を超える技能実習生が在留しています。2015年（1月～12月）の入国者数は97,004人で、対前年同期比で17.5%増を記録しています。

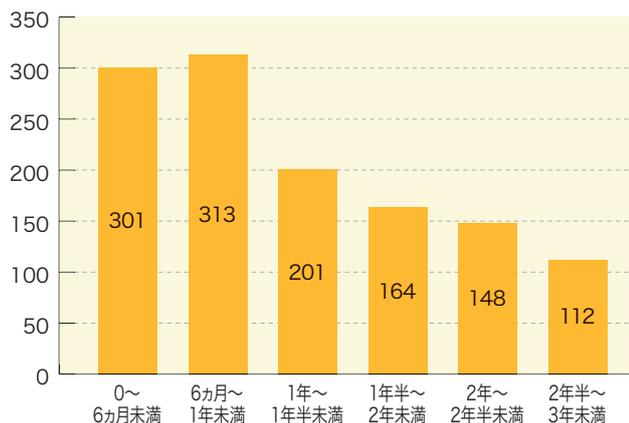
以下に記載した統計及び分析を、皆様の更なる取組みにご活用ください。

## 技能実習生の労働災害発生状況 (2014年度)

2015年11月にJITCOが独自に調査を行った、2014年度（2014年4月から2015年3月までの間）に発生した技能実習生の実習中における労働災害（休業4日未満の災害を含む）の被災者総数は1,241人でした。これに通勤災害の75人を合わせると1,316人となり、対前年度同期比では99人（8.1%）増加しました。

下図の**グラフ1**は、技能実習開始後から災害発生までの期間別に被災者数を集計したものです。業務災害のみを見ると、技能実習開始から1年半未満の間に全災害の

▶**グラフ1**  
技能実習開始後から災害発生までの期間別被災者数

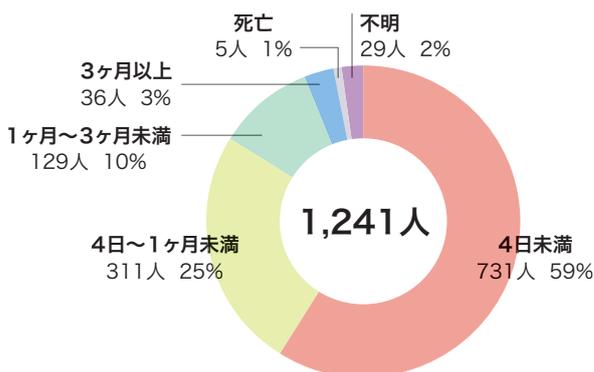


61.9%が発生しており、雇入れ時の安全衛生教育や基本的な指示に関する日本語教育の徹底が非常に重要であると言えます（※）。

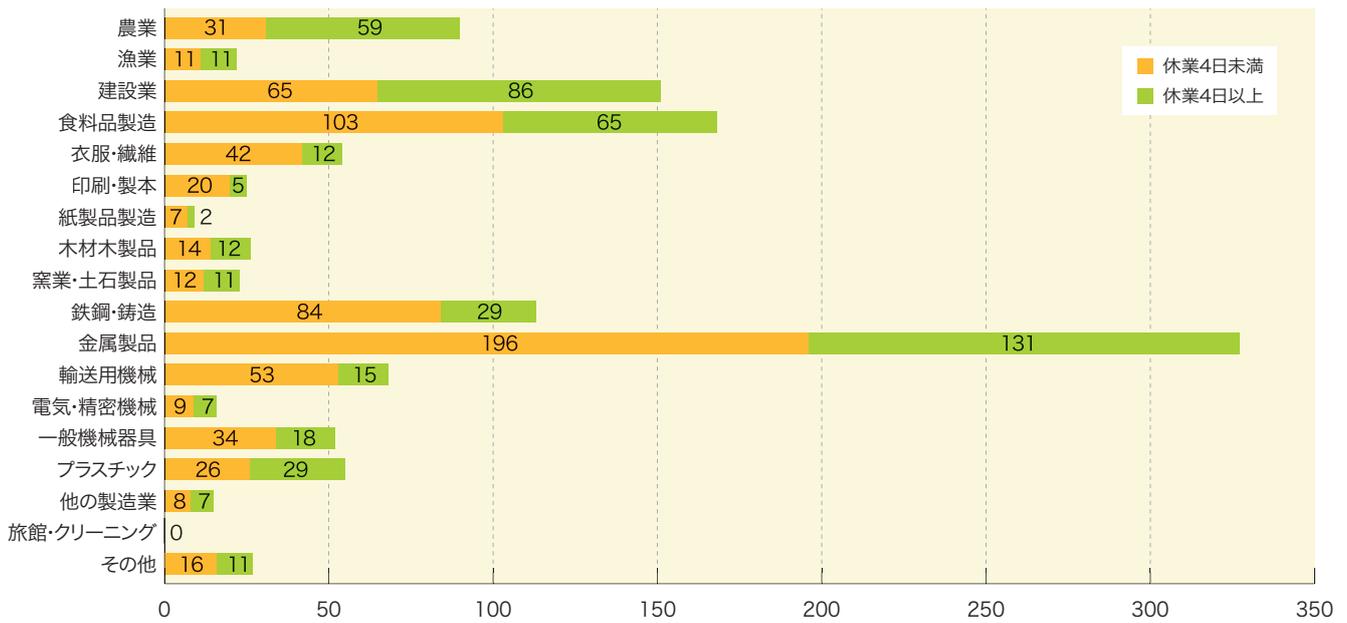
（※）調査年度によっては、「2年～2年半未満」で被災者数がなだらかに減少しない（むしろ増加する）こともあります。経験を積んだ技能実習生による慣れや自己過信、勝手な思い込み、先回り等の「不安全な行動」が、思いもよらない大きな事故につながるケースも散見されますので、注意が必要です。

**グラフ2**は、業務災害の休業期間別の発生状況です。業務災害の約60%は、休業日数が4日未満の災害となっています。

▶**グラフ2**  
業務災害の休業期間別発生状況



## ▶グラフ3 業務災害の業種別発生状況



グラフ3は、業務災害の業種別の発生状況です。特に金属製品製造業、食料品製造業、建設業の3業種で業務災害が多発しています。建設業では、休業4日以上

の割合が相対的に高くなっています。

また、グラフ4～6を要約すると、以下のようなパターンの業務災害が多く発生していることがわかります。

グラフ4  
何によって(起因物)

1位	一般動力機械	324人
2位	材料	249人
3位	道具・用具、台車	234人

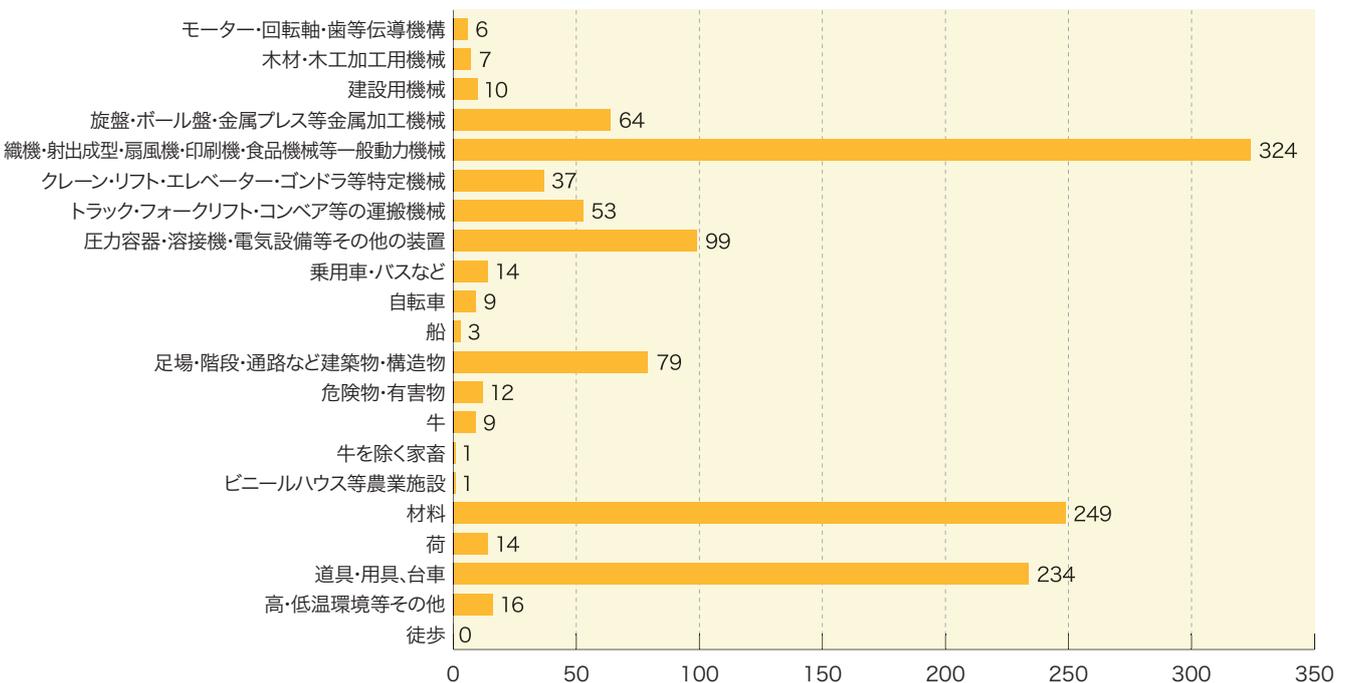
グラフ5  
体のどこの部分が(傷病部位)

1位	手・指	699人
2位	足・脚	230人
3位	眼	159人

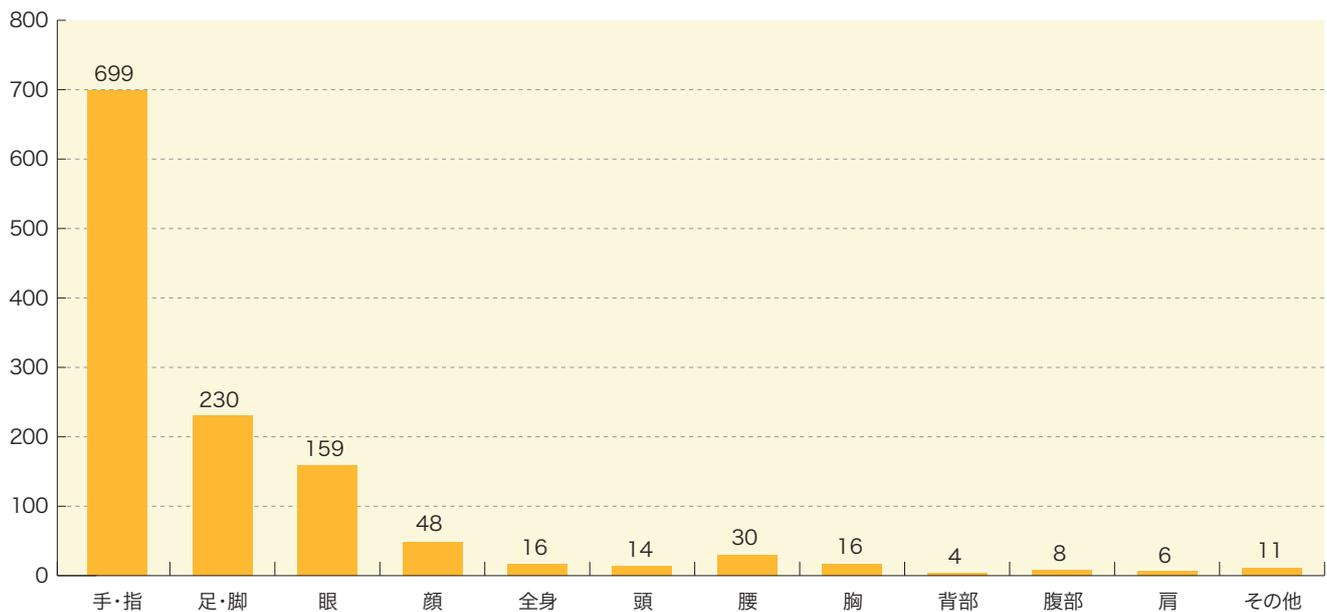
グラフ6  
どうなったか(事故の型)

1位	はさまれ・巻き込まれ	372人
2位	飛来・落下	271人
3位	切れ・こすれ	251人

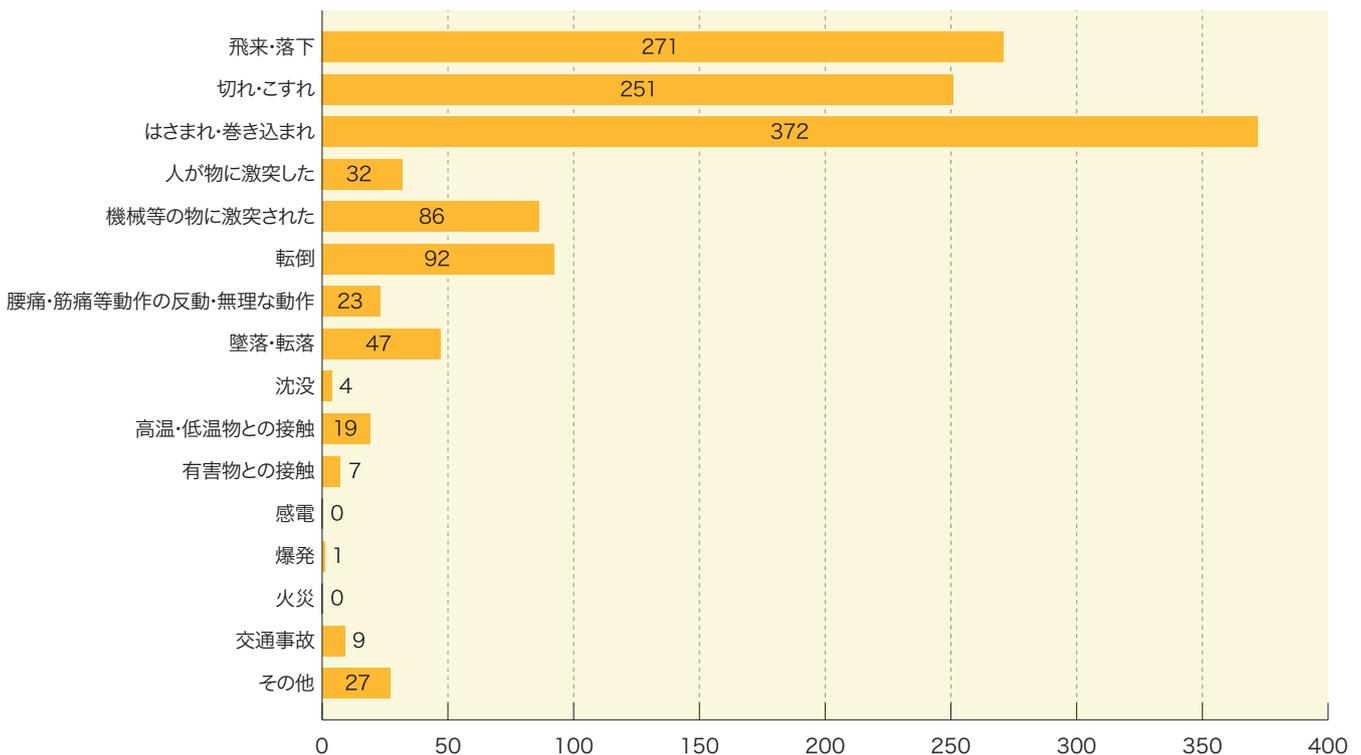
## ▶グラフ4 業務災害の起因物別発生状況



▶グラフ5 業務災害の傷病部位別発生状況



▶グラフ6 業務災害の事故の型別発生状況



一般動力機械への手・指の「はさまれ・巻き込まれ」のほとんどは、材料や異物等を取り除く場合に機械を止めずにとっさに手を出したり、安全装置や防護設備（覆い・囲い等）を勝手に解除して作業したりしたことが原因で発生しています。

とっさの行動は人間の本能ですから、安全装置や防護設備（覆い・囲い等）で災害を防ぐのが最も有効です。また、材料や異物等を取り除く時には、必ず機械を完全に止め

て作業することを、繰り返し教育して意識付ける必要があります。加えて、万が一の「はさまれ・巻き込まれ」事故の発生に備え、非常停止ボタンはいざという時に作業員から手の届く範囲内に設置し、技能実習生には雇入れ時等の安全衛生教育の場で、必ず実際に非常停止ボタンを押して即時に機械を止める訓練をさせることが、重大災害を防ぐために極めて重要です。

「飛来・落下」では、溶接や研磨作業による溶接の火花やグラインダーの削りかすが目に入る事例が数多くあります。技能実習生の多くは、母国では保護メガネや防塵マスク等の保護具を装着したことがなく、日本に来てから見よう見まねで着用しています。

JITCOの安全衛生巡回指導の結果によれば、保護メガネの着用率はおよそ7割程度ですが、着用の仕方が悪いために隙間から溶接の火花やグラインダーの削りかすが入る事故が多発しています。また、防塵マスクは息苦しい等の理由により着用率は半数程度で、中には防塵マスクの代わりに綿マスクを着用している技能実習生もあり、これは後々健康を害する危険性があります。

食料品製造業では、包丁や皮むき器等の調理具による手・指の「切れ・こすれ」が頻発しています。作業内容に合った丈夫な手袋等の保護具の使用が基本ですが、隣の人に手が当たらない作業スペースの確保や、技能実習生自身の良好な心身コンディションの維持にも気を付ける必要があります。

昨年4月に、ニーズが高まる惣菜製造業等が技能実習2号移行対象職種に追加されたことも手伝い、食料品製造業に従事する技能実習生の数は今後ますます増えていくものと見込まれています。これまで技能実習生を受け入れてきた事業所に加え、これから新たに技能実習生を受け入れる計画の事業所ではなおさらのこと、事故になり得る原因を予め除去する「先取り型」の労働災害防止対策が望まれます。

## 技能実習生の死亡事故発生状況 (2014年度)

2014年度には34人の技能実習生が亡くなり、そのうち作業中の事故による死亡は5人でした。下表は原因別の構成比内訳を示しており、例年よりも溺死と自殺の構成比が相対的に高いのが特徴です。

日本の海の恐さを知らない内陸部出身の技能実習生が、休日に同僚たちと一緒に楽しく飲酒した後に遊泳したり、台風が来ている最中に釣りをしたりして、命を落としています。生活指導の一環として、夏場には、熱中症の予防に加えて、水難事故の防止に向けた注意喚起も行いましょう。

JITCOの調査によれば、自殺に至った技能実習生は、

原因		2008～2014年度	2014単年度
①	作業中	17.1%	14.7%
②	交通事故	16.6%	17.6%
③	脳・心疾患	28.7%	17.6%
④	自殺	7.7%	17.6%
⑤	その他	29.8%	32.4%
⑤ 内 訳	溺死	8.8%	14.7%
	疾病 (脳・心疾患以外)	11.0%	5.9%
	その他	9.9%	11.8%
合計		100.0%	100.0%

遠く離れた母国の家族や自身の健康状態等の個人的な問題に思い悩んでいたのではないかと推測される事例も多く、またその不安感から同僚の技能実習生との人間関係悪化や仕事の覚えが遅い等の現象となっていた事例もありました。日常的に技能実習生の様子に関心を持ち、「いつもと様子が違うな」と心の不調やその徴候に早めに気付くことが、メンタルヘルスケアの第一歩です。

なお、JITCOでは、労働災害が比較的多い以下の業種向けに「安全衛生マニュアル」を作成しております。また、昨年度は「メンタルヘルスガイドブック」も新たに作成しましたので、併せてご活用ください。これらはすべて、JITCOホームページの「無料教材」のコーナーからダウンロードができます。🌐 <http://www.jitco.or.jp/text/panf.html>

### 〔安全衛生マニュアル〕

- ▶ 金属製品製造業
- ▶ 建設業
- ▶ 食品製造業
- ▶ 耕種・畜産農業



問い合わせ先：

能力開発部 対策課 TEL:03-4306-1177

# 日本語指導お困りですか？

監理団体や実習実施機関から寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスを  
ご紹介しています。今回は、**専門用語の指導**についてのご相談です。

Q

技能実習生には「専門用語」をしっかり覚えて  
もらいたいと思っているのですが、どのような  
指導をしたらいいでしょうか。（K 協同組合 Mさん）

監理団体の方や講習の日本語指導員から「専門用語」という言葉をよく聞きます。どのような言葉を「専門用語」と言うのか、個人差もありそうですが、今日は、「日本語の教科書には出てこないけれども、仕事に必要な言葉」を、「専門用語」として考えてみることにしましょう。

**アドバイス1** ▶▶ 「専門用語」は名詞に限りません。  
動詞もリストに加えましょう。

「専門用語」と聞いてまず思い浮かぶのは、例えば縫製なら「縫いしろ」とか「しつけ糸」、溶接なら「溶接棒」とか「防塵マスク」のような、作業に直結した名詞の言葉でしょう。これらは、日常生活では使いませんが、仕事では必須の言葉で、当然ながら職種によって異なります。技能実習の現場で働く前に、こうした言葉をいくらかでも学ぶことができれば理想的ですが、母国で日本語を学び始めてから入国後の講習までは、さまざまな職種の技能実習生が同じ教室で学ぶという状態が多いため、仕事に直結した言葉の学習がなかなかできないのが実情です。

そこで、監理団体や実習実施機関では、それぞれの仕事に必要な言葉のリストを作って技能実習生に渡しているところがたくさんあります。リストには現場独自の言葉が並んでいて、確かにどれも重要ですが、よく見てみると、リストにある言葉はほとんどが「名詞」なのではないでしょうか。リスト作りにあたって、ここでは、もう一つの別の角度から「専門用語」を見てみたいと思います。

先日、想田和弘監督の『牡蠣工場』<sup>かきこうば</sup>  
という映画を見ました。この監督の一連の作品は、ナレーションも音楽もなく、「観察映画」と称されています。『牡蠣工場』の舞台は瀬戸内海の小島で、牡蠣の養殖と殻剥きを生業とする人々の日常を中心に展開し、後半、中国からの技能実習生2人が、牡蠣工場の仲間に加わります。



こんな場面がありました。網にびっしりとついた養殖の牡蠣を載せた船をロープで岸に固定しようとして、日本人がロープのそばにいる技能実習生に大声で声をかけます。「ひっばって!」「ゆるめて!」…この言葉が技能実習生に伝わりません。

こうした「ひっばる」「ゆるめる」のような言葉、つまり、仕事の作業そのものを表す「動詞」も、「専門用語」として指導する必要がある言葉ととらえることができます。こうした言葉は、日常生活でも使われるために「専門用語」だとは気づかず、技能実習生に当然通じる言葉だと思い込んで日本人が無意識に使っている可能性が高いのです。

先日「日本語指導オンデマンド」で訪問した惣業を作る現場でも同じような話を伺いました。刻んだ野菜を入れるボウルを洗った後、水滴を拭くように指示したけれど、技能実習生に「拭く」が通じなかったということでした。これも全く同じことで、こんな簡単な言葉がどうしてもわからないのかと思うかもしれませんが、技能実習生がわからないのは当然で、「拭く」は技能実習生が知らない言葉、つまり、技能実習生が講習までに使う教科書には出てこない言葉なのです。

**アドバイス2** ▶▶ 教科書に出てくるのはごく基本的な表現だけ。リスト作りを根気よく。

「ひっばる」「ゆるめる」「拭く」、子供でもわかるこんな簡単な言葉も教科書に出てこないのかと驚かれるかもしれませんが、ここでちょっと、初級の教科書にはどんな言葉が出てくるか見てみましょう。ここでは広く使われている教科書『みんなの日本語』と、JITCO 日本語教材ひろばで提供している『みどり』から動詞を抜き出しました。

はじめに出てくる動詞

起きる 寝る 行く 来る 帰る 休む 終わる  
書く 読む 聞く 食べる 飲む 吸う 買う 見る  
する ある いる



これらは「動詞」を使った日本語表現を学ぶ一番はじめに出てくるもので、これで18個です。一見して、日常生活で頻繁に使う言葉だとわかりいただけると思います。また、これらの言葉は、教科書を離れた場面でもよく使うこともあり、それなりに定着が期待できます。それでは次の段階はどうでしょうか。見てみましょう。

#### 次に出てくる動詞

つける 消す 開ける 閉める 出す 入れる  
置く 作る 立つ 座る 乗る (雨が)降る



これで12個です。どれも非常に基本的な言葉ではあるのですが、このあたりからは、ある課で1度出てくるだけという言葉が多くなります。たった1度教科書に出てきただけでは、「身につく」レベルにはなかなか到達しません。

ここまでで示した動詞は30語です。これだけでも外国語として覚えて使えるようになるのは大変で、講習終了時の技能実習生がそこそわかって使える動詞は、よくてこのぐらいだと考えるのが妥当なところでは。

こうして見ると、「ひっぱる」「ゆるめる」「拭く」は、やはり、上記の30の動詞と比べれば、それほど基本的な言葉ではないことがご理解いただけるかと思えます。つまり、作業の動作をあらわす「動詞」は、ほとんどが「専門用語」と考えることができるのです。監理団体や実習実施機関では、技能実習生の仕事の現場をよく観察してこのような言葉を注意深く集め、「専門用語」として根気よくリストに加えていくことが大変重要です。

### アドバイス3 ▶ 実際の作業を見せつつ言葉を示す。 リスト作りもひと工夫しましょう。

仕事に直結した「専門用語」は、お話したように、前もって学習する機会が少ない言葉ですし、リストを渡すだけで、後は技能実習生の努力に任せてはなかなか身につけません。技能実習の現場という、リストの言葉を使った具体的な作業が見られる環境があるわけですから、作業を見せながら言葉を提示する時間を作って指導することで、技能実習生は実感を持って学ぶことができます。

まず、リストにある機械や部品を見せながら、指導員がその言葉を口にします。技能実習生はそれを聞いて繰り返して言います。次に、指導員が機械や部品を使って動作をしながら、動詞を言います。技能実習生は繰り返して言います。このような地道な指導が大切です。

リスト作りにあたっては、言葉だけでなくイラストや写真を載せて視覚に訴えるものにしたたり、各自の気づいたことを自分の言葉でメモできる空欄を十分に設けたり、より有用なリストになるように工夫してみましょう。

### 2016年度 日本語指導員向け講座のご案内

内容、会場等の詳細は JITCO ホームページをご覧ください。

オンライン申込みの他、1団体から複数名様でご参加の場合等は、申込用紙ダウンロード後、FAX かメールのご利用も便利です。どれも日本語指導の経験がない方もご参加が可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

#### ☆ 日本語指導セミナー

「技能実習生のための日本語 みどり」簡易製本版+CD進呈!

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO 日本語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

賛助会員：10,000円 非会員：13,000円（1名）

10/26(水)東京、11/10(木)名古屋、11/11(金)広島、  
12/9(金)水戸、1/19(木)大阪、1/20(金)福岡、2/10(金)東京

\*\*\* プログラム 9:30-16:30 \*\*\*

1. 講習の日本語指導のポイント
2. 講習の日本語指導計画
3. インターネットサイト「JITCO 日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
4. 「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
5. 授業実習

#### ☆ 日本語指導ワークショップ

テーマに沿ってピンポイントで考える約3時間のコースです。

賛助会員：5,000円 非会員：8,000円（1名）

9/9(金)東京 AM プログラムA、PM プログラムB  
3/3(金)東京 AM プログラムB、PM プログラムA  
プログラムA：はじめての日本語指導

プログラムB：日本語指導員のための日本語文法入門

どちらか1つのプログラムだけでも受講できます。

#### ☆ 日本語指導オンデマンド

ご希望日に JITCO の日本語指導専門スタッフがお待ちします。上記のセミナーやワークショップの日程が合わない場合の他、企業内研修等にご利用いただけます。

賛助会員：5,000円 非会員：8,000円（1名）

1回約3時間です。講師の交通費を別途ご負担ください。

■ 技能実習生に対する日本語指導全般について、ご相談・ご質問を受け付けています。

能力開発部援助課 メール hiroba@jitco.or.jp  
TEL：03-4306-1168  
FAX：03-4306-1115

# 労務管理の窓から

## Q & A

### 安全衛生特別教育と技能講習について

雇入れ時教育をはじめとした安全衛生教育の注意点については、『かけはし』(2016年1月号、Vol.124)でご説明しました。今回は、特別教育<sup>(注)</sup>と技能講習について、皆様から電話等で多く寄せられるご質問を取り上げて、さらにご説明したいと思います。

(注)危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせるときに、事業者が行わなければならない当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育。

Q1

特別教育、技能講習、免許など様々な種類の資格がありますが、どのように違うのですか。

A1

事業者は一定の危険・有害業務に労働者を就かせる場合に、免許、技能講習又は特別教育を受けたものを就業させる必要があります。その業務の範囲・種別は労働安全衛生法などで規定されています。この3つの資格を上位順に並べると、**免許>技能講習>特別教育**となり、上位資格であればあるほど従事できる作業の困難度がより大きく、また操作できる機械がより大型の機械になったりします。詳細は次ページの一覧表をご参照ください。

中でも、技能講習のように日本語による筆記試験も課されず、更には自社で講師を選んで日本語の上手な技能実習生に通訳をさせながら、自社の作業の特徴を意識した教育を実施できる特別教育は、技能講習の資格までは必要とされない小型の機械を安全に操作したり、技能講習が必要な作業でも資格が不要な補助作業に技能実習生を従事させる際に、その危険性や安全な作業方法を事前に理解させ、事故を防止する重要な手だての一つとなります。

Q2

外国人技能実習生に特別教育を受けさせたいのですが、外部の講習機関に依頼せず、自社で実施しても良いのでしょうか。

A2

特別教育は、本来事業主が実施すべき安全衛生教育の一種ですので、必ずしも外部の講習機関に依頼する必要はありません。自社で実施する場合の講師についての資格要件は定められていませんが、教習科目について十分な知識・経験を有する者が行うことになっています。

Q3

自社で特別教育を実施する場合、どのような点に留意すべきでしょうか。

A3

前述のとおり、特別教育を実施する講師に要件はありませんが、当該特別教育を実施した記録を作成し、これを3年間保管しておくことと定められています(労働安全衛生規則第38条)。

記録するフォーマットは自由ですが、講習実施日・時刻、講習科目、受講者及び講師氏名、講師が保有する資格などは記録しておく必要があります。

Q4

うちの技能実習生は鑄造で受け入れています。出来た鑄造製品のバリ取りをするため、固定式グラインダーによる研磨作業にも従事します。資格は必要ないと思いますが、粉じんの特別教育を受けるように指導を受けました。これはどう対応すればいいのでしょうか。

A4

特別教育の中には危険な機械の運転操作に関わるもの以外に、有害業務とされるものに従事する際に受講が義務づけられているものがあります。体に害を及ぼす恐れのある作業について、その有害性を理解して自分の身体を守るための教育です。粉じんの特別教育とはこれに該当します。東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務なども特別教育が必要になります。

粉じんの特別教育は地域の労働基準協会等で定期的に講習会が開催されていますので、こうした講習会を利用されるのが良いと思います。

■技能講習・特別教育等が必要な業務について

業務内容	資格名称	技能講習	特別教育
クレーン等の運転の業務			
つり上げ荷重 5t 以上の床上操作式クレーン	床上操作式クレーン運転技能講習	○	
つり上げ荷重 5t 未満のクレーン又はつり上げ荷重 5t 以上の跨線テルハ	クレーンの運転の業務に係る特別の教育		○
つり上げ荷重 1t 以上 5t 未満の移動式クレーン	小型移動式クレーン運転技能講習	○	
つり上げ荷重 1t 未満の移動式クレーン	移動式クレーンの運転の業務に係る特別の教育		○
玉掛けの業務			
制限荷重 1t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重 1t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック	玉掛け技能講習	○	
つり上げ荷重 1t 未満のクレーン、移動式クレーン又はデリック	玉掛けの業務に係る特別の教育		○
溶接等の業務			
可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接技能講習	○	
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務	アーク溶接等の業務に係る特別教育		○
フォークリフトの運転の業務			
最大荷重 1t 以上のフォークリフトの運転の業務 <sup>(注)</sup>	フォークリフト運転技能講習	○	
最大荷重 1t 未満のフォークリフトの運転の業務 <sup>(注)</sup>	フォークリフトの運転の業務に係る特別教育		○
車両系建設機械の運転等の業務			
機体重量 3t 以上の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械の運転の業務 <sup>(注)</sup>	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	○	
機体重量 3t 未満の整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械で不特定の場所へ自走できるものの運転の業務 <sup>(注)</sup>	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育		○
機体重量 3t 以上の基礎工事用機械の運転の業務 <sup>(注)</sup>	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	○	
機体重量 3t 未満の基礎工事用機械で不特定の場所へ自走できるものの運転の業務 <sup>(注)</sup>	小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転の業務に係る特別教育		○
機体重量 3t 以上の解体用機械の運転の業務 <sup>(注)</sup>	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	○	
機体重量 3t 未満の解体用機械で不特定の場所へ自走できるものの運転の業務 <sup>(注)</sup>	小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育		○
締固め用機械の運転	ローラーの運転の業務に係る特別教育		○
ショベルローダー等の運転の業務			
最大荷重 1t 以上のショベルローダーの運転の業務 <sup>(注)</sup>	ショベルローダー等運転技能講習	○	
最大荷重 1t 未満のショベルローダーの運転の業務 <sup>(注)</sup>	ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育		○
不整地運搬車の運転の業務			
最大積載量が 1t 以上の不整地運搬車の運転の業務 <sup>(注)</sup>	不整地運搬車運転技能講習	○	
最大積載量が 1t 未満の不整地運搬車の運転の業務 <sup>(注)</sup>	不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育		○
高所作業車の運転の業務			
作業床の高さ 10m 以上の高所作業車の運転の業務 <sup>(注)</sup>	高所作業車運転技能講習	○	
作業床の高さ 10m 未満の高所作業車の運転の業務 <sup>(注)</sup>	高所作業車の運転の業務に係る特別教育		○
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	研削といしの取替え等の業務に係る特別教育		○
動力プレスの金型、シャアの刃部又はこれら機械の安全装置若しくは安全囲いの取付け取外し又は調整の業務	動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育		○
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	足場の組立て等の業務に係る特別教育		○
特定粉じん作業に係る業務	粉じん作業特別教育		○

注:道路上を走行させる運転を除く



## 法的保護情報講習のJITCO専門講師派遣について

JITCO では、上陸基準省令上に規定されその実施が義務付けられている「法的保護情報講習」が円滑に行われるよう、JITCO 専門講師の派遣を行っております。

今回は、監理団体等からの問い合わせで多い質問と利用上の留意点についてまとめて説明することとします。また、JITCO が行う本事業の一層のご活用を案内させていただきます。



### 1. JITCO 専門講師とはどのような方々ですか？

JITCO 専門講師とは、JITCO が実施した法的保護情報講習の講師養成セミナー研修を受講し、技能実習生の法的保護に係る専門的な知識を有する者の中から JITCO が委嘱した講師で、全国各地に配置されています。行政書士・社会保険労務士を中心とする JITCO 専門講師による的確かつ充実した法的保護情報講習が行われることから、監理団体等に継続的にご利用いただいております。

### 2. JITCO 専門講師派遣の利用を考えています。申込みはいつ、どのように行うのですか？

お申込みのタイミングは、技能実習生の入国の予定日が決まった時点（※ 確定ではありません）となります。

- ①受け入れる技能実習生の入国予定日が決まった。
- ②在留資格認定証明書の交付申請をこれから行う予定である。

上記①と②に該当することをご確認のうえ「JITCO 専門講師派遣申込書」にご記入いただき、同申込書の

JITCO 専門講師派遣申込書	
<input checked="" type="checkbox"/> ①予定版	<input type="checkbox"/> ②確定版
担当者 ( )	緊急用連絡先携帯電話番号
所在地 〒	
TEL: ( )	FAX:

「①予定版」にレ点を付して JITCO 出入国部 (FAX 宛先: 03-4306-1113) までお送りください。

申込書は JITCO ホームページ「適正実施のために」のコーナー内、「法的保護情報 専門講師派遣」の項目内にある「JITCO 専門講師派遣」([http://www.jitco.or.jp/nihongo/lecturer\\_dispatch.html](http://www.jitco.or.jp/nihongo/lecturer_dispatch.html))のコーナーからご利用いただけます。

お申込み確認後、JITCO で講師とスケジュールを調整のうえ、「JITCO 専門講師派遣依頼受付書（地方入国管理局提出用）」と派遣講師に関する情報提供書（プロフィール等）を依頼者宛に送付いたします。

#### <予定版が届いたら>

予定版が届きましたら、地方入国管理局へ在留資格認定証明書の交付申請を行うこととなりますが、実習実施計画書に記入される際、JITCO から送付した上記の書類（受付書と講師に関する情報提供書）を参照・添付し提出してください。

### 3. 在留資格認定証明書が交付され、技能実習生の入国する日が決まりました。

**JITCO 専門講師派遣申込書**

① 予定版 ・  ② 確定版

---

担当者 ( ) 緊急用連絡先携帯電話番号

所在地 〒

技能実習生の入国日が決まりましたら、JITCO までお知らせください。お知らせいただく際は「JITCO 専門講師

派遣申込書」の「 ② 確定版」にレ点を付して、JITCO 出入国部 (FAX 宛先: 03-4306-1113) までお送りください。

### 4. 入国予定日が変更となった場合、講習日も変更となりますが、どうすればいいですか？ また、もし入国予定だった者の人数等が後で変更となった場合はどうなるのですか？

何らかの事情で技能実習生の入国日が当初の予定日から変更されたり、国籍や人数が変わるケースもありますが、変更内容を「JITCO 専門講師派遣申込書」に記載し送付願います。

講師とのスケジュール調整は JITCO が行い、講習日の変更や受講される人数に増減があっても費用は変わりません。

### 5. 講習実施予定日等が変更になった場合、地方入国管理局へ報告する必要があるのですか？

講習実施予定日や講師の変更など、入国後に実施する講習について在留資格認定証明書の申請時の記載内容に変更が生じた場合は、別途、入国管理局へ変更を届け出ていただく必要があります。忘れずに手続をしていただきますようお願いいたします。

### 6. 講習テキストも一緒に買いたいのですが。

法的保護講習に使うテキストは「JITCO 教材センター」でお買い求めいただけます。Eメールか FAX (FAX 番号: 03-4306-1110) でご注文いただけますので、JITCO ホームページ上の「有料教材」の項目をご参照ください。

### 7. 通訳の派遣をしてくれますか？

大変申し訳ありませんが、JITCO では通訳の派遣を行っていません。法的保護情報講習実施に伴う通訳の手配はご利用者様で行ってください。

### 8. 一度の講習で複数の国籍の技能実習生を受講させることは可能ですか？

複数の国籍の者を受講させる場合に懸念されることとして、複数の言語が同時に使用されて講義内容が理解できなくなることが挙げられます。技能実習生が講習内容をきちんと理解し、日本で実習を行う上で必要な法的保護に関する知識を身につけさせることが講習の目的です。円滑な講習の実施に問題があると JITCO で判断した場合は、国別に分けて実施するか、講習日を分けることもご提案させていただくことがあります。

### 9. 講師派遣に要する交通費はどうなりますか？

講習会場までの講師の交通費は JITCO が負担します。なお、講習会場が遠隔地にあり公共交通機関の利用が難しい場合は、最寄り駅から講習会場までの講師の送迎についてご配慮をお願いいただくことがあります。

### 10. JITCO 専門講師派遣の料金について教えてください。

	講師料		教材費	
	入管法令	労働関係法令	入管法令	労働関係法令
賛助会員	15,428円	15,428円	1冊756円	1冊756円
非賛助会員	30,857円	30,857円	1冊1,080円	1冊1,080円

講師派遣に係る費用は上記のとおりです (※ 金額は全て税込)。

※ より詳しい内容を JITCO ホームページ「JITCO 専門講師派遣」に掲載していますので、併せてご覧ください (法的保護情報「専門講師派遣」→ JITCO 専門講師派遣)。

その他、法的保護情報講習の講師派遣に関するお問合わせは【JITCO 出入国部 講習支援課 (03-4306-1138、1137)】までお願いいたします。

## ベトナム人技能実習生の 管理強化に関するセミナー (公文説明会)の報告について

2016年4月11日、東京に於いて、昨年11月18日付けのベトナム人技能実習生の管理強化（公文）に関するセミナーを開催いたしました。

セミナーの概要は以下のとおりです。

まず、JITCO 鈴木理事長の開会挨拶で始まり、ベトナム労働・傷病兵・社会省ジエップ副大臣からの挨拶の後、ベトナム側からはベトナム労働・傷病兵・社会省 DOLAB より、ベトナム労働・傷病兵・社会省副大臣公文に関する説明がなされました。その中で、2016年4月6日付けの新たな公文（以下新公文）の発出についての言及もあり、受入れ



ベトナム労働・傷病兵・社会省ジエップ副大臣の挨拶



DOLAB クイン局長による説明



セミナーの様子



質疑応答の様子

人数に応じた送出し機関の数の制限等の公文の内容等について説明がありました。

質疑応答では、監理団体より 1) 契約できる送出し機関数の制限について、2) 住宅費や保険関係、3) 自由テーマでの各々の項目ごとに質問が出され、それに対してベトナム側から説明がなされました。

なお、新公文の内容（日本語訳及びベトナム語）につきましては、JITCOのホームページに記載しておりますので、内容をご参照ください。

日本語訳：

[http://www.jitco.or.jp/files/data/fukudaijinkoubun\\_japanese\\_20160406.pdf](http://www.jitco.or.jp/files/data/fukudaijinkoubun_japanese_20160406.pdf)

ベトナム語文書：

[http://www.jitco.or.jp/files/data/fukudaijinkoubun\\_vietnamese\\_20160406.pdf](http://www.jitco.or.jp/files/data/fukudaijinkoubun_vietnamese_20160406.pdf)

2016年4月12日に開催したDOLABとの協議の結果及び公文をめぐる解釈の詳細については、公文の記載に沿って現在ベトナム側と詰めており、追ってお知らせいたします。

#### 【ベトナム側問合せ先】

在日ベトナム大使館 労働部(日本語対応可)  
住所: 151-0062 東京都渋谷区元代々木町10-4  
Wact 代々木上原ビル2F  
電話番号: 03-3466-4324  
E-mail: banqlldnhatban@gmail.com

本件に関する問い合わせ先:

国際部 国際第一課【電話】03-4306-1150

## ウズベキスタンセミナーの開催について



ウズベキスタンセミナーの様子

2016年3月30日、東京にて、「ウズベキスタンからの技能実習生受入れ及び経済状況についてのセミナー」(主催:駐日ウズベキスタン共和国大使館、ウズベキスタン労働・人口社会保障省 国際移住労働者関係庁:AFLMA、日本商工会議所)が開催され、監理団体や企業等約100名の参加がありました。

JITCOからは、技能実習制度をめぐるウズベキ

スタン事情について説明しました。

ウズベキスタン側からは、同国の文化や経済状況、教育制度、送出し機関に関する説明がなされました。米を主食とする食文化や仏教遺跡など、日本とウズベキスタンの共通点も紹介され、日本の企業や監理団体にウズベキスタンを身近に感じてほしいとの思いが述べられました。また、ウズベキスタンは韓国等の国々に多くの労働者を送り出していますが、日本への技能実習生送出しには特に意欲的に取り組んでおり、今後多くの技能実習生を日本へ送り出したいとの説明がありました。

本件に関する問い合わせ先:

国際部 国際第二課【電話】03-4306-1151

## ウズベキスタン共和国労働大臣のJITCO訪問について

2016年5月12日、ウズベキスタン共和国のアジズ・アブドゥハキモフ労働大臣と、政府系送出し機関(国際移住労働者関係庁:AFLMA)のウルグベク・ナザロフ長官がJITCOを訪問されました。

JITCO側から労働大臣一行の来訪に対する感謝の意が示され、受入れ国の多様化と技能実習制度改正の動向、及びウズベキスタン実習生の受



ウズベキスタン側右から2人目: アブドゥハキモフ労働大臣  
左端: ナザロフ長官

入れ状況についての説明がなされました。

労働大臣からは、協議の場の設定に対して感謝の意が示され、今後もJITCOの支援、協力をお願いしたいとの発言がありました。また、ウズベキスタン政府は技能実習生の送出しに積極的に取り組んでおり、我が国用にトレーニングセンターを設立し、日本語や日本の文化、習慣、法律の教育に力を注いでいきたいとの説明がなされました。

本件に関する問い合わせ先：

国際部 国際第二課【電話】03-4306-1151

## モンゴル国労働大臣の来訪 及び送出し機関に対する 説明会実施について

2016年5月16日、モンゴル国のG. バヤルサイハン労働大臣が、政府窓口であるモンゴル労働省の関係者及びフレルバートル駐日モンゴル大使等とともにJITCOに来訪されました。

バヤルサイハン労働大臣は、モンゴル政府として豊富な天然資源に付加価値をつけた産業を構築していきたいとの方針があること、またその実現にはよりよい人材育成が極めて重要な課題であり、日本の技能実習制度の活用に強い期待を持っていることに触れ、今般の訪日を通じてモンゴルからの技能実習生派遣拡大を図りたいとの意欲を示されました。

JITCOからは、労働大臣一行の来訪について歓迎の意を表するとともに、技能実習制度が送出し側・受入れ側双方の意志に基づく民間ベースのスキームであることに基づき、送出し機関と受入れ機関が相互により活発に交流できるよう可能な支援を行う旨発言しました。

会談の内容を踏まえ、モンゴル側からは、日本とモンゴル両国間の強い信頼関係に基づき、今後も派遣拡大に向けた具体策についてJITCOの協力を仰ぎ

たいとの発言があり、技能実習制度改正後もモンゴル労働省とJITCOとの交流を維持し、より実りある協力関係について検討することで合意しました。

なお、モンゴル側からの要請に応え、翌5月17日には、労働大臣が帯同されたモンゴルの送出し機関関係者およそ60名に対し、技能実習生制度の改正法案等について説明会を行いました。



左から2人目：バヤルサイハン労働大臣  
3人目：フレルバートル駐日モンゴル大使



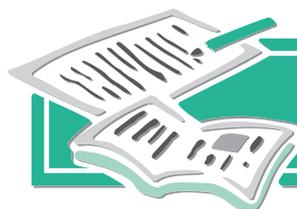
説明会の様子

本件に関する問い合わせ先：

国際部 国際第一課【電話】03-4306-1152

JITCOでは、送出し国事情や認定送出し機関などについての情報提供を行っています。

お問い合わせ先 TEL：03-4306-1150 / 1151  
◆ 国際部 ◆ FAX：03-4306-1112



# JITCOの教材

## 復刻版のお知らせ

### (復刻版)外国人研修におけるトレーニングテキスト(賛助会員は割引)

■建築配管コース(172頁) ■左官コース(146頁) ■建築板金コース(208頁) ※3種類とも日本語版

定価:各2,160円(本体2,000円+税) B5判

この復刻版は、絶版とした「外国人研修におけるトレーニングテキスト」(1993年度版～1994年度版)を、本文は当時のままの状態で作本したものです。現在販売している「職種別研修/技能実習テキスト」と比較すると漢字に読みがながなく、日本語の難度が高めになっており、また確認問題や用語集も付いていません。ただ、内容は指導員も活用できる若干詳しく解説しています。

本書は、技能実習が効果的に行われるよう各職種別分野について、作業ごとに「課題→留意事項・使用設備・工具・材料・教材等→作業手順→課題ごとの評価(研修生の自己評価)」の手順で、習得すべき基礎的な技能と知識を写真や図解を用いてまとめたものです。

また、「職種別研修/技能実習テキスト」では日本語13職種、中国語1職種、「外国人研修におけるトレーニングテキストCD版」では日本語22職種、中国語19職種を用意しています。

詳しくは当機構のホームページをご覧ください。



## 既刊本のご紹介

### ★技能実習生の必携書!!

### 外国人技能実習制度の法的保護に関する入管法令テキスト〔第4版〕(賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版 ■ベトナム語版 ■インドネシア語版 ■タイ版語

定価:各1,080円(本体1,000円+税) B5判 73頁

本書は、技能実習生の法的保護に必要な情報の講義に使用するテキストで、出入国管理行政や適法に在留するための基本知識、技能実習制度、不正行為の事例や不正行為への対応などについて具体的かつ分かりやすく説き明かしており、日本語との対訳形式で5ヶ国語版(中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語)を刊行しています。

下記「労働関係法令等テキスト」と併せて実務担当者はもとより技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。



### 外国人技能実習制度の法的保護に関する労働関係法令等テキスト(賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版 ■ベトナム語版 ■インドネシア語版 ■タイ版語

定価:各1,080円(本体1,000円+税) B5判 74頁

技能実習生の法的保護に必要な情報の講義に使用するテキストです。労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法など労働関係法をひまえて雇用契約、労働時間、最低賃金、安全衛生、労災保険などの基本知識を具体的かつ分かりやすく説き明かしており、日本語との対訳形式で5ヶ国語版(中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語)を刊行しています。

上記「入管法令テキスト」と併せて実務担当者はもとより技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。



### 漁船漁業実習の技能実習制度に係る労働関係法令〔インドネシア語版〕(賛助会員は割引)

定価:918円(本体850円+税) B5判 35頁

本書は、船員法が適用される技能実習のテキストです。

船員法の適用を受けない技能実習には、労働基準法が適用されますので、上記「労働関係法令等テキスト」をお求めください。



## 【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター

電話:03-4306-1110

Fax:03-4306-1116

E-mail: publication\_center@jitco.or.jp

## お国ぶり・暮らしぶり

## あなたの国のランチ事情

毎日の昼食(ランチ)を楽しみに、仕事をしている人は多いのではないのでしょうか。日本の都市部では、市販の弁当、ファストフード、定食屋などの外食や社員食堂が充実し、様々なジャンルの料理を気軽に味わえます。一方、最近は健康志向が高まり、野菜が魅力のランチや、カロリーが控えめだといわれる和定食の人气が復活しています。また、節約志向も広がり、手作り弁当を持参する人も増えています。ミーティングを兼ねたビジネスランチや、見た目を重視した「キャラ弁」なるものも……。このように、ランチひとつとっても、時代のトレンドやお国柄が見えるもの。さっそく各国のランチ事情を見てみましょう。



## ベトナム

ファミ・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

## お弁当の革命

お昼ご飯って、どこの国でも大切な時間ですよ。単に「お昼」になったから「ご飯」を食べるのではなく、友達や学校の同級生あるいは職場の仲間と、仲良く食べながらおしゃべりして、楽しく過ごす時間でもあります。

私が若い頃には皆、大体、職場が自宅に近いところだったので、お昼は一旦家に帰って食べるか、家から簡単なお弁当を詰めてきて食べるのが普通でした。外食はほとんどありませんでした。あったとしても、簡単で安い麺類等がほとんどでした。なぜかという、ベトナム戦争の後で、欧米の国々からの制裁を受けていたので、経済的な余裕がなかったからです。

大学時代には、次のようなシーンを目撃しました。自転車漕いでいた女性が、出勤時間帯に交通渋滞中の道で転倒しました。彼女の手提げの中からプラスチック製のお弁当箱が転がり出て、中から丸い茄子のお漬物がごろごろ出て来たのです。あわてて片づけた彼女は憐憫の視線をたくさん浴びなければなりません。そうです、当時勤労者のお弁当はご飯とお漬物だけでした。しかし、簡単なお弁当ですが、食べる前に出来るだけ温めてから食べるのが普通でした。なぜかという、ベトナム米はインディカ米ですので、温めないとご飯がパサパサして美味しくないからです。そのため、私も、来日してから日本の冷たいお弁当やおにぎり等に慣れるまでには随分と時間がかかりました。

1986年にドイモイ政策が開始されてからは、経済が発

展するとともに、給料も生活も少しずつ改善され、職場にお弁当を持参する人々は急激に減り、外食が一気に普及しました。安いランチを提供するお店が雨後のタケノコのように、どこにでも並び始めました。お弁当を持参する面倒はなくなったし、お値段も安く温かいし、好きな食べ物を簡単に手に入れることができるので、「お弁当革命」と言う言葉まで現れたのです。

ですが、待ち望んだ経済発展と共に所得格差も広がりました。ランチも例外ではありません。庶民たちは屋台のお店で、白いご飯におかずが1つと汁物だけ。数千ドンから数万ドン以内で簡単なお昼ご飯を済ませた後、出来るだけ早くお昼寝をするのが普通です。収入がある程度高い会社員たちは、社内食堂(無償の場合も)でランチをとるか、やや高級な飲食店でのお昼ご飯の後に、コーヒー店や喫茶店に移動して、コーヒーやお茶を飲みながら雑談して、のんびりとお昼休みをとります。

学校のランチもさまざまです。午前中だけしか授業をしない学校があれば、全日制の学校もあります。公立の学校では給食制度はまだ普及していませんが、私立・外国系の学校では学校給食の提供が一般的になってきました。

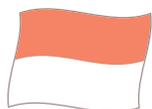
最近、豊かな人たちの間では、ホテルで豪華なランチや食べ放題のランチをとるのが人気です。久しぶりに友達と一緒に、あるいは家族団らんでランチを楽しんだり、取引先の接待等としても、ちょうどよいみたいです。

でも「お弁当革命」が起こってからは、簡単に食べられる豊かな食事、豪華な外食ばかりのせいか、生活習慣病も現れ始めました。内臓脂肪の増加や糖尿病等、健康を脅かす症状を訴える人の数が増加しています。健康のためジムに通い始める人が増えると同時に、お弁当を持参する人たち

も再び登場してきました。女性の間では、昔の「貧しい」イメージのお弁当ではなく、「健康的」なお弁当としてまた人気を呼んでいます。そこで「お弁当箱」の出番。形も色も機能も豊かな弁当箱が沢山登場しています。日本製の保温ジャーがとっても人気だそうです。

お値段が安いかわいか、小さいお店かそれとも高級ホテルなのかは関係なく、仲間たちとのちょっとした楽しい時間は、いつの時代でも何処の国でも変わらないな、という気がします。

※ ベトナムの通貨事情：ベトナムの通貨「ドン」は日本円の相場にすれば、2016年5月末日現在、100円は約2万ドン相当です。



## インドネシア

秋谷恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

### お昼、どうする？

インドネシアは、熱帯雨林気候の国ですね。標高などの条件にもよりますが、日中、最高気温は摂氏30度を超え、最低気温でも25度を下回る日はほぼありません。つまり、1年中日本の夏のような気候の中で人々は暮らしています。季節も雨季と乾季の2つ。雨季には、湿度も大変高くなります。食べ物が大変傷みやすい生活環境ゆえ、しっかり、熱を通して調理することが基本です。

このような生活環境から、日本のようにお弁当を家から持参する文化は、あまり定着しないかと思っていましたが、わたしの友人は、小学校に通わせる子供達に弁当を持たせています。

また、人の集まる場所では、小さな食堂(ワルン warung)や屋台(カキリマ kaki lima)にはじまり、行商人による軽食や、仕出し弁当の提供も発達しているように感じます。

都会でのランチタイムには、屋台以外にも、フードコート、社員食堂、レストラン、注文仕出し弁当、ケータリング、宅配ピザなど、そのバリエーションは様々です。

ジャワ島の田舎の小さなワルンでは、正方形に裁断された新鮮なバナナの葉っぱをお皿代わりにして、ごはんの周りにおかずを盛り付けてくれたものを左手で支えて、右手で食べました。非常に質素なおかずでしたが、旅の気分を盛り上げ、満ち足りた気分にさせてくれました。すぐに食べない時は、そのバナナの葉っぱで小さく包んで、椰子の葉の茎で1ヶ所留めると、nasi bungkus (ナシ ブンクス nasi= ごはん、bungkus= 包む)として、テイクアウト用に早変わりです。

今は、バナナの葉が手に入りづらかったりするように、汁漏れ防止加工を施した、わら半紙を彷彿とさせる包み紙に包んで、ゴムでパッチンと留めたナシ ブンクスはとてもお世話になったお弁当のひとつです。

また、注文仕出し弁当のお世話にもなりました。私の知るその弁当は、確か、直径20センチ程度、深さ10センチ未満の平たい円柱形。淡いピンクのプラスチックの密閉容器の、意外に大ぶりの容れ物の中は、いくつかの仕切りで分けられていて、数種類のおかずとごはん1人前が入っています。以前、この容器を10個も重ねて紐で縛ったものを両手にぶら下げ、オフィスに出入りしたり、路線バスにまで乗り込む男性を見かけましたが、もしかすると、このタイプの容器を使った仕出し弁当はもうないのかもしれないね。

この他にも、「カンティン (kantin)」と呼ばれる学食や社員食堂もあり、一般的な市場価格より安く提供してもらえるシステムになっています。場合によっては、福利厚生の一環として、無料の場合もあるようです。メニューも私が工場勤務の頃は、インドネシアの家庭料理を提供していました。ただ、その社員や学生にならないと、基本食べられないのが残念ですが、学食ならキャンパス見学のついでに立ち寄ってみることも可能でしょう。

また、ショッピングモールに必ずあるフードコートには、フライドチキンなどのファストフードをはじめ、国際色豊かな料理が提供されています。日本から進出する外食産業も最近が増えて、バリエーションに富んでいます。もし出張などで訪れた時は、どんなものか眺めてみるのもいいかもしれませんね。日本でメジャーになっていないローカルフードはまだまだ沢山ありますから、新発見をするのも楽しいでしょう。

買う派に対して、自宅に1度帰る派もいます。会社の近所に住むサラリーマンであれば、昼休みを利用して、1度自宅に戻って食べることを選択する人も結構います。

日本にいる技能実習生たちのランチは、社員食堂を利用したり、宗教上の制約もあって、弁当派も多いようです。詳しく話を聞いてみると、どうやら彼らは油や調理工程にまで気を配った結果、社員食堂の選択を諦めがちの様です。社員食堂を運営する方々の気持ちが伝わらないのが残念で仕方ありません。また、重労働を目の前に、空腹よりましと、コンビニのカップラーメンで済ます子たちもいます。ちょっと太めで来日した技能実習生たちは、ダイエットのチャンスと、すっかり痩せて帰国する子もいるのですよ。時々、どんなものを食べているのか覗いてもおもしろいかもしれません。



## 中国

羌 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

### 満腹から栄養へと変化

中国は国土が広く、人口は13億人以上いて、1日3食の所もあれば、2食の所もまだあり、また時代により、農村と都会により、ランチ事情は異なります。南方の米食に対し、北方では麺食がメインです。

昔、農業社会では正式な食事が昼食で、家族が揃って、食卓を囲んでご飯を食べました。祝祭日の際、親戚、友人を招待し、ご馳走するのも昼食でした。朝食と夕食はお粥か御茶漬けで、相対的に簡単でお粗末でした。

新中国が成立したのは1949年で、行政の仕組みはソ連に倣い、50年代に私有制をやめ、農村では農業生産合作社を基礎に、1958年夏に人民公社(72年末には7万5,000社、1社平均3,000~6,000戸)が成立、食堂で皆一緒に食事をするようになり、都会でも個人所有の会社はみな公営や国営に改造されました。例を挙げると、国営の会社には幼稚園、小学校、中学校、病院、食堂等があり、まるで1つの独立した社会みたいです。当時、アルミ製の弁当箱や瀬戸物の食器に米と水を入れて蒸し、おかずも大きい釜で作り、みんなに配られました。食材数も冬は、白菜や豆腐、大根等と種類が限られ、魚か肉類は贅沢品で週に1回か数週に1回ぐらいで、貴重なものでした。50年代、60年代、70年代の都会の会社でもほぼ同じ風景で、アルミ製の弁当箱でご飯を蒸し、食堂で買ったおかずか、前夜、自宅で食べ残ったおかずで食事しました。80年代や90年代ではアルミ製の弁当箱が姿を消し、取って代わったのはステンレス製弁当箱かエナメルびきの弁当箱でした。食堂の経営も、会社経営から個人の請負による経営に切り替わりました。主食もご飯、饅頭、餃子等、種類が増え、おかずも多彩に変わりました。主食やおかずを盛る弁当箱やトレーも、プラスチック製になりました。2000年前後から、大手国営会社や政府部門の食堂では無料で豪華な昼食を提供するようになりました。ちなみに、中国の個人経営の縫製会社では無料で3食を提供しているところもあります。

中国では1日の3食について、「早饭吃饱，午饭吃好，晚饭吃少」(朝食はいっぱい食べ、昼食は栄養のバランスが取れる良いものを、夕食は少なめに)という言葉があります。近年、人々の健康志向が強まり、弁当も個性化時代に入りました。保存状態をよくする弁当箱に茄子、卵とトマト炒め、野菜類、牛肉、鶏、魚等の多種類のおかずを揃え、毎日、中身が異なるように工夫します。また、日本のラーメンや和

定食、韓国式のビビンバ、イタリアのピザ等、選択肢が増え、ランチも国際的になりました。

以上、中国のランチ事情を通時的に見てきましたが、共時的にみると、異なる事情も見えてきました。まず、小中学校では2012年から「栄養改善計画」が実施され、全国各地で相次ぎ栄養のバランスが取れる給食が提供されるようになりました。ただ一部の貧困地域では、まともなランチを摂ることができずにいます。また、出稼ぎ者が多い都会における建設現場では、節約のため、安くて美味しい弁当屋で販売された弁当でお腹を満たします。5,000元(1元は約17円)の月給から月に生活費として約2,000元使い、残りは故郷へ仕送りをします。

このように、政治制度や経済の発展により、食卓の風景も変わり、盛る食器も次々と変わり、ランチも国際化を遂げ、人々の注目は満腹から栄養へと変化しました。一方、貧富の差はまだ色濃く残っています。



## タイ

長島文雄(有限会社 アジアネットワーク代表)

### お弁当屋さんって、ないのです

タイは外食の国です。大都市では、朝、昼、晩のすべての食事を自宅外で食べる人も少なくありません。ですので、キッチンの付いていないアパートがとても多いのです。

というのは、外で食べても安価なものがたくさんありますので、自分で作るのと費用がほとんど変わらないのです。だったら、わざわざ自分で作る必要はないですね。また、町中には、至るところにたくさんの食べ物を扱う屋台が出ています。こんなところまであるのかと思えるような細い路地にも出ていますので、食べるものを探すのには苦労しません。そして、タイの大きな特徴なのですが、屋台でも、食堂でも、レストランでも、基本的にテイクアウトができるのです。日本のように発泡スチロール製の容器に入れてくれることもあります。ほとんどの場合はビニール袋に入れてくれます。つゆ入りの麺も同様です。麺、つゆ、具、調味料などを小分けして入れてくれるのです。

これらの理由により、タイではお弁当屋さんというものが基本的にはありません。コンビニエンス・ストアにも、日本のようなお弁当はないのです。ただし、電子レンジで温めて食べる冷凍のチャーハン(カオパット)やカプラオ(ガパオ)などの料理は売っていますので(店で温めてくれます)、これらを買って食べている人もいます。

お昼ご飯は、屋台で食べる人、食堂で食べる人、また、

テイクアウトしたものを公園や社内などで食べる人とさまざまです。それから、都市部の有名ショッピング・モールには、必ずといっていいほどフード・コートがあります。ここへ行けばいろいろな料理がそろっていますし、デザートもたくさん種類があります。そして、何よりもエアコンが効いていて涼しいので、とても人気があります。大きな声では言えませんが、他で買ったものをこのフード・コートに持ち込んで食べていても注意されないのが普通です。こういうところが、タイのおおらかなところですね。

しかし、都市部と違い田舎には屋台などほとんどありませんので、自分の家で食事を作ります。映画では弁当を作って農作業中に食べているシーンを見ますが、普通は自宅へ戻って食べていることが多いような気がします。

タイの屋台や食堂等での料理の値段は、安いとはいえピンキリです。安いものを紹介すると、地方都市ならバミーナム(タイ式ラーメン)が一杯15バーツ(約48円)程度～、バンコクなら35バーツ(約112円)程度～といったところでしょうか。ただ、量は少ないので、男性なら1杯では空腹は満たされません。また、屋台も食堂も金額的にはほとんど変わりありません。冷房が効いたレストランとなると、金額は高くなってきます。ショッピング・モールのフード・コートは、食堂より少々高いですね。

そして、日本でよくある、量も金額もお得感があるランチ・セットなるものはありません。タイではスープが付くことはありますが、基本的に1品料理なのです。また、食堂のメニューは、朝、昼、晩で変わることはなく同一ですので、当然、金額も変わりません。

最後に豆知識をひとつ。タイの農村などで弁当入れとして使っている段重ね(通常、3～4段あります)の手さげ容器のことを、タイ語で「ピントー」と言います。なんだか、日本語の「ベントウ」に発音が似ていますよね。これは、太平洋戦争中に日本語の「弁当」が伝わり、この名前になったらしいのです(異説もあるようですが)。面白いですよね。



## フィリピン

小嶋 愛(東京外国語大学 外国語学部 東南アジア課程 フィリピン語専攻)

### 憩いのランチタイム

フィリピンでは「Kumain ka na ba?(もうご飯食べた?)」というフレーズが、挨拶のように使われています。本当に食事を済ませているかどうかを知りたい訳ではないのですが、まだ済ませていなければ、そのまま馳走してくれることも多々あります。食事を振る舞ってお客さんをもてなすが、

フィリピン流です。食事の時間は大事なコミュニケーションの時間、と考えているからです。また、お客さんを家族の一員として迎え、一緒に食事するのが最上級のおもてなしとされています。

食事がコミュニケーションを担っていることから、フィリピン人にとって、ランチタイムは家族憩いの時間です。休日に大家族で食卓を囲む光景は、いまでも多く見られます。平日は、同僚や友人などと一緒に食事をします。

といっても、フィリピン人はひとりで食事をしない、というわけではありません。私のクラスメイトは、お昼の授業時にサンドイッチを持参していました。というのも、私が留学していたフィリピン国立大学には昼食休憩の時間がありません。各自で履修を組む際に昼食を取る時間を確保しなければ、ノンストップで授業に出席し続けることになります。そのため、11:30～13:00に開講される授業の多くで、昼食の持込みが認められているのです。ただ、このシステムを採用しているのはフィリピン国立大学だけのようで、他の大学では30分、もしくは1時間の昼食休憩があるようです。多くの学生は、各学部の建物に入っている食堂でランチを摂ります。価格は約50ペソ(約120円)で、ライスにおかずが1品付きます。大学の敷地内には食堂以外にも、ご飯屋さんや並ぶストリートやレストランもあります。前者の場合、1食あたりの値段は最低100ペソ(約240円)、後者だと最低150ペソ(約360円)します。レストランに行くとはひとりでランチをしている学生もいるのですが、食堂ではゼロに等しいです。ひとりでご飯を食べるのは恥ずかしいことのように、「1人で食べるのは嫌だから一緒にご飯食べない?」と全く知らない学生から声をかけられた友人がいました。

フィリピンも日本同様お米が主食ですが、配分を間違えたのではないかと思うくらい、ライスの量が多いのが特徴です。フィリピンのお米の消費量は日本の約1.5倍に当たるというもうなずけます。ローカルのレストランでは、計量カップのような容器にギューギューに詰められたライスが盛られます。さらに「アンリミテッド」と呼ばれるお代わり自由なお店が多いのです。そして1番驚くのは、ハンバーガーで有名なファストフード店にも、ライスのメニューがあること。しかも、ハンバーガーのセットメニューよりも、ライスのセットメニューの方が人気なのです。

フィリピンでは同じ会社の同僚とだけではなく、近くで働く友人と予定を合わせてランチに行き、リフレッシュする人も多くいます。日本人は、日々のタスクに追われてコンビニ弁当でランチを済ませてしまうことも多いかと思いますが、フィリピン人にとってのランチは大切なコミュニケーションの時間なのです。

# JITCO ニュース

## 「実習先変更に関する事例集」及び「地域社会における共生の取組に関する好事例集」作成のお知らせ

JITCOでは厚生労働省から委託を受け、技能実習生の実習先変更の状況について取材し「実習先変更に関する事例集」を作成いたしました。併せて、技能実習生が地域に溶け込めるように監理団体及び実習実施機関が様々な試みを実施した様子取材し「地域社会における共生の取組に関する好事例集」を作成いたしました。

専用ページからご覧いただき、技能実習生受入れ事業の参考にいただければ幸いです。

「実習先変更に関する事例集」

① <http://www.jitco.or.jp/case/henkou/index.cgi>

「地域社会における共生の取組に関する好事例集」

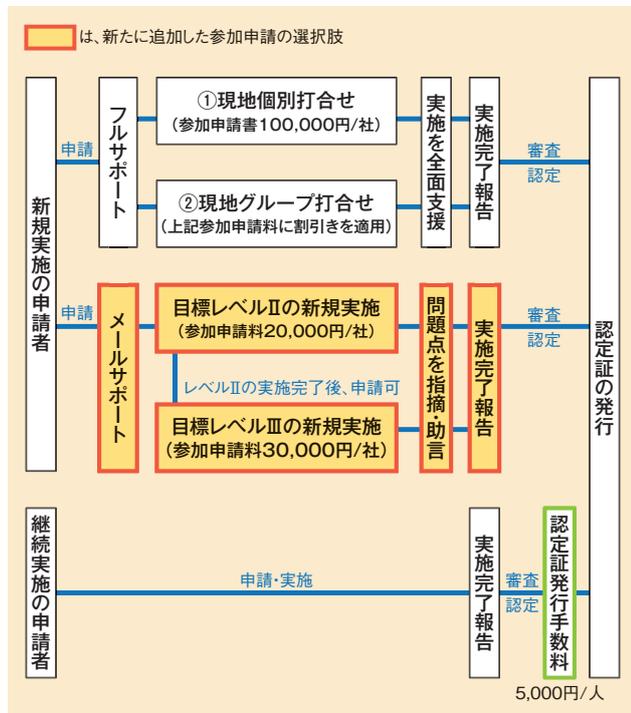
② <http://www.jitco.or.jp/case/kyousei/index.cgi>

▶お問い合わせ先

能力開発部指導課 TEL:03-4306-1189

## JITCO スキルマップ推進事業

～メールサポートのコースを追加しました～



### ■ JITCO スキルマップとは

JITCO スキルマップは、技能実習生にとって日常業務の羅針盤であり、同時に技能実習生の仕事力を「見える化」するためのツールです。

スキルマップを上手に活用して、技能実習生の目標達成意欲を最大限引き出し、彼らの達成感や成功体験を職場の関係者が共に祝福することが、人材育成のポイントであり、JITCO スキルマップ推進事業のねらいです。

JITCO は、この事業に参加して所定の職務目標を達成した技能実習生に対して認定証を交付するとともに、申請企業に対しては、技能実習生の職務遂行能力の改善に努め、成果の見える化を推進した実習実施機関であることを認定いたします。

### ■ 初めて参加申請する実習実施機関へのサポート

JITCO は、新規実施の申請者に対して、フルサポート又はメールサポートを行います。

### ● フルサポートの申請者は、下記のいずれかを選択します。

- ① 現地個別打合せ
- ② 現地グループ打合せ

近隣地域の業種関連企業2社以上が申し合わせて参加申請され、いずれかの企業に集まって JITCO との打合せを行う場合、この便宜に対しまして、上記参加申請料を減額いたします。

詳細は、JITCO 事務局にお問い合わせください。

### ● メールサポートの申請者は、初回の実施は、目標レベルIIに取り組んでいただきます。

次いで、目標レベルIIIの取組みは、目標レベルIIの実施完了後に申請することができます。

### ■ 参加申請料及び認定証発行手数料

JITCO 賛助会員の参加申請料及び認定証発行手数料は、トップの図に示すとおりです。

### ■ 参加申請の方法

「参加申請書」をダウンロードして必要事項を記載のうえ、郵便または FAX の送付先にご送付ください。受領、確認のうえ、実施の準備についてご案内いたします。

「JITCO スキルマップ推進事業実施計画」「スキルマップのイメージ」「参加申請書」の3点は、JITCO ホームページ「お知らせ」の2016年4月1日 JITCO スキルマップ推進事業からご覧いただけます。

### ▶ お問い合わせ先

能力開発部 移行業務課 担当:川上、渡邊

電話:03-4306-1185、Fax:03-4306-1115

## 技能実習2号移行対象職種・作業の追加と一部名称変更について(自動車整備職種、ビルクリーニング職種、婦人子供服製造職種)

2016年4月1日付にて、厚生労働大臣公示「技能実習制度推進事業等運営基本方針」が一部改正され、同方針別表「技能実習2号移行対象職種」に、下記の通り、職種・作業の追加と、一部名称変更がありましたので、お知らせします。

### ■ 追加

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業

### ■ 名称変更

職種	作業 (旧名称)	→	(新名称)
婦人子供服製造	(旧)婦人子供既製服製造作業	→	(新)婦人子供既製服縫製作業

【該当の厚生労働省ホームページ】

技能実習制度

④ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/global\\_cooperation/gaikoku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/global_cooperation/gaikoku/index.html)  
技能実習制度推進事業等運営基本方針

④ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000119095.pdf>

(別表 技能実習2号移行対象職種)

④ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000119096.pdf>

同職種・作業の技能実習計画(2号)の審査基準、技能実習実施計画書モデル例についても、上記の厚生労働省ホームページで公表されていますので、ご確認ください。

なお、今般追加になった職種・作業における試験実施機関の連絡先は以下のとおりです。試験内容の詳細等については、直接、各試験実施機関にお問い合わせください。

職種	作業	試験実施機関	連絡先(TEL)
自動車整備	自動車整備作業	一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会	03-3404-6145
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	03-3805-7560

▶お問い合わせ先

能力開発部移行業務課 Tel:03-4306-1192

能力開発部援助課 Tel:03-4306-1182

## 外国人入国記録及び再入国出入国記録の様式の変更等について

今般、法務省入国管理局において、

①「外国人入国記録」(日本に入国しようとする外国人が空・海港の入国審査官に対し提出)

②「再入国出入国記録」(日本に在留している外国人で一時的に日本から出国し、期限内に再び入国する予定の者が空・海港の入国審査官に対し提出)

の様式が変更されました。

また、単純出国する外国人が空・海港の入国審査官に対し提出する「外国人出国記録」の提出は廃止されました(ともに2016年4月1日より実施)。(参考リンク)

【法務省入国管理局ホームページ】

「外国人入国記録・再入国出入国記録(EDカード)の様式が変わりました。」

④ <http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/index.html>

そこで、これらの改正について、順に説明します。

監理団体等の皆様におかれましては、これらの新たな取扱いについて技能実習生・研修生及び関係者に十分なご説明をお願い致します。

①「外国人入国記録」改正関係

●旧「外国人入国記録」では記載項目とされていた

- i 国籍・地域
- ii 性別
- iii 旅券番号

などが削除されています。

●旧「外国人入国記録」で裏面に設けられていた「質問事項」とそれらに対する「回答」の欄が表面に移されています。また、「署名」欄も同様に表面に移動されました。

②「再入国出国記録」改正関係

●旧「再入国出国記録」には、記載欄「みなし再入国による出国を希望します。」が設けられており、の表示を行うことにより出国港の入国審査官に対し、一時的に出国して再び入国する意図を表明することとされていました。

●しかし、新「再入国出国記録」では、まず「出国予定期間(一時的に出国して再び日本に入国するまでの期間で、1年以内、1年超2年以内又は2年超)のいずれかを選択」欄が設けられています。

●次に、「出国予定期間」欄の下段には、まず、「1.一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄が設けられています。

この欄には、

\*再入国許可を受けている者で、一時的に出国し、その許可期間内に日本に再入国する意図を有する外国人

\*みなし再入国許可を希望し、その出国から1年以内(在留期限が1年未満であればその在留期限まで)に再び入国する意図を持ちその旨を入国審査官に表明する外国人

のいずれかである場合にの表示を行います。

●さらに、その下段には、「2.「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。」の欄が設けられています。

この欄には、

\*再入国許可を受けている者であるものの、その再入国許可を使用して再入国する意図が無い外国人(「単純出国」)

である場合にの表示を行います。

●ここで、新「再入国出国記録」を技能実習生の場合に当てはめると、以下のようになります。

(例1)

本邦に在留中の技能実習生が、本国の親族の病気見舞のため、みなし再入国許可により一時的に出国して帰国し、再び入国する予定である場合

○「出国予定期間」欄のいずれかに表記し、かつ、「一時的な出国であり、再入国する予定です。」と表記する。

\*仮に当該技能実習生が、みなし再入国許可により出国する意図があるにもかかわらず、技能実習生・研修生が誤って単純出国(帰国)してしまうことがないよう、監理団体等の皆様におかれましては、本人及び関係者に十分説明願います。

(例2)

技能実習活動を終え、又は技能実習活動を病気その他の事由で中止し単純出国(帰国)する場合

○「再入国出国記録」は提出せず、出国港の入国審査官から旅券上に出国証印を受けた上で出国する。

③「外国人出国記録」廃止関係

●本邦に在留する外国人が単純出国する場合には、従来、出国する際に、「外国人出国記録」を出国港の入国審査官に提出しなければならないこととされていましたが、2016年4月1日以降は提出の必要がなくなり、入国審査官による出国証印を旅券上に押印してもらうことになります。

なお、①②の新様式は4月1日から使用されていますが、旧様式についても当分の間使用可能となっています。

▶お問い合わせ先

出入国部企画管理課 TEL:03-4306-1125～1127

	内容	場所	担当部	TEL
7月	1(金) 技能実習生とのコミュニケーション実践講座(インドネシア語)	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	6(水) 技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	6(水) 安全衛生セミナー	名古屋	能力開発部対策課	03-4306-1176
	7(木) 申請書類の書き方講習会	東京	出入国部企画管理課	03-4306-1127
	14(木) 安全衛生セミナー	大阪	能力開発部対策課	03-4306-1176
8月	3(水) 技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1160
	7(水) 技能実習制度説明会	東京	企業部相談課	03-4306-1160
9月	9(金) 日本語指導ワークショップ プログラムA(はじめての日本語指導)	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	9(金) 日本語指導ワークショップ プログラムB(日本語指導員のための日本語文法入門)	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	14(水) 技能実習生 受入れ実務セミナー ～企業単独型コース～	東京	企業部企画課	03-4306-1156
	15(木) スキルマップ特別講習会シリーズⅢ「実習生にヨシッ感が湧く職場指導の心得」	東京	能力開発部移行業務課	03-4306-1185
	23(金) 安全衛生セミナー	札幌	能力開発部対策課	03-4306-1176
	28(水) 技能実習指導員セミナー	名古屋	能力開発部移行業務課	03-4306-1185

セミナーのオンライン申込みをご利用ください! (JITCOセミナーのオンライン申込みガイド)

JITCOが開催する各種セミナーは、ホームページからオンライン申込みができます(一部非対応)。簡単で便利なオンライン申込みを是非ご利用ください。

JITCOホームページの「セミナー一覧」を開く (<http://www.jitco.or.jp/introduction/>)



セミナー名	日程・会場等	申し込み
2016/4/13(水) 東京 (JITCO会議室) 受付終了		オンライン申込み
2016/5/11(水) 東京 (JITCO会議室) 受付終了		オンライン申込み
2016/6/11(水) 東京 (JITCO会議室) 受付終了		オンライン申込み
2016/7/6(水) 東京 (JITCO会議室)		オンライン申込み
2016/8/3(水) 東京 (JITCO会議室)		オンライン申込み
2016/9/7(水) 東京 (JITCO会議室)		オンライン申込み
2016/10/5(水) 東京 (JITCO会議室)		オンライン申込み
2016/11/2(水) 東京 (JITCO会議室)		オンライン申込み



①「オンライン申込」をクリックすると、開催内容の詳細が表示され「予約へ」ボタンがガイドされる

②「予約へ」をクリックすると、予約者情報入力画面が表示されるので、予約情報の各項目を入力する。

技能実習制度説明会

クリックするとセミナー内容が表示される



クリックすると開催場所の情報が表示される



③「次へ進む」をクリックする



④「予約を確定する」をクリックして予約完了

編集後記

■4月14日に発生した「平成28年熊本地震」により、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、皆さまのご無事と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、2016年4月号の記事でお気づきのことと思いますが、「お国ぶり・暮らしぶり」の掲載を復活しています。いろいろな切り口から各国の事情や流行を紹介する内容で、「かけはし」の人気の記事として長く親しまれてきました。今回は「各国のランチ事情」を取り上げましたので、皆様のランチ事情と比べながらお楽しみ下さい。今後は皆様からのテーマも受け付けて行こうと考えていますので、知りたいテーマなどあればお知らせ下さい。

また本誌の巻末ページに「JITCOセミナーのオンライン申込みガイド」を掲載しました。JITCOホームページの「セミナー」のページから簡単に申込みができますので、是非活用してください。

本誌が届く頃は梅雨の季節だと思いますが、それを過ぎると暑い夏が始まります。皆様におかれましては、夏バテや熱中症にならぬようお体に気をつけてお過ごしください。(A)

かけはし(JITCO JOURNAL) 第25巻126号

発行日 2016年(平成28年)7月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構

〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階・12階

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <http://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生・研修生を受け入れる体制作り

# 割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

## 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

## 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

## 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

## 4 個別に契約するよりも割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので団体割引が適用されます。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月	滞在期間 …36か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				保険期間 …13か月	保険期間 …37か月
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	2か月	11,380円	24,720円
							15日	13,080円	29,450円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	2か月	17,860円	39,640円
							15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
							15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
							15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。

(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。

※保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。

※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。

※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社) 引受割合34.1%、損保ジャパン日本興亜 同36.6%、東京海上日動 同27.3%、あいおいニッセイ同和 同2%



この機会にご検討ください。  
保険に関するお問い合わせは

株式会社国際研修サービス  
TEL 03-3453-3700

▶▶ 随時受付中 ◀◀  
FAX 03-3453-3703



# 技能実習 Days

JITCO ホームページ内「技能実習 Days」では、監理団体・実習実施機関の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をいくつかご紹介します。

※以下敬称略



組合の技能実習生が入国した後に必ず「地域住民の方との交流」と「日本文化の理解を深める」事を目的として、着物や浴衣の着付け教室とアオザイの着付け、日本とベトナムの料理の交換会、日本とベトナムの歌謡の交換披露などを行っています。写真は、浴衣を着て福岡県築上郡の神社にお参りしたときのものです。

サポート九州協同組合

多くの技能実習生と社員が集まり、三重県津市の本城山青少年公園でバーベキューをしました。楽しそうな技能実習生たちの笑顔がとても印象的でした。日本でたくさんの思い出を作り、親睦を深め、技術や日本語を学んでもらいたいと思います。

ELC 事業協同組合／  
旭電器工業株式会社



当組合の技能実習生たちが、大阪市大正区の夏祭りに参加した時の様子です。この日は地域の方々と一緒になって御神輿を担ぎ、お祭りを盛り上げ、夏の素敵な思い出を作りました。

精密金属部品製造協同組合



\*他にも、皆様からお送りいただいた写真は JITCO ホームページ内「技能実習 Days」にてご覧いただけます。

写真を掲載しませんか？

掲載可能なお写真などありましたら、ぜひ総務部広報室(kouhou@jitco.or.jp)まで写真データをお送りください(応募は随時受付中です)。